



平成 21 年 11 月 9 日

各 位

京都市上京区東堀川通り一条上ル堅富田町 436 番地の 2
株式会社 エスケーエレクトロニクス
代表取締役社長 野上良忠
(コード番号: 6677)

問い合わせ先 取締役 藤原英博
管理本部担当
電話番号 075 (441) 2333 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年12月18日開催予定の第8期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が株式振替制度に一齐に移行したこと(いわゆる株券電子化)に伴い、当社定款の株券を発行する旨の規定は廃止されたものとみなされております。そのため、株券の存在を前提とした規定およびその用語の削除その他条文の整備を行うものであります。

また、経過的な措置として、「決済合理化法」施行日の翌日から起算して1年を経過する日まで株券喪失登録簿を備え置かなければならないことから、所要の附則を新設するものであります。

(2) 当社は、平成20年12月22日をもって端株制度を廃止したことから、現行の附則を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成21年12月18日
定款変更の効力発生日	平成21年12月18日

以 上

別 紙

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株券の発行)	
第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 8 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第 9 条 当社の株券の種類、株主(実質株主を含む。以下同じ)の氏名等株主名簿記載事項の変更その他株式に関する手続および手数料は取締役会において定める株式取扱規則による。	第 8 条 当社の株式に関する取り扱いは、取締役会において定める株式取扱規則による。
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 10 条 (条文省略)	第 9 条 (現行どおり)
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿記載事項の株主名簿への記載または記録、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。	3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
(基準日)	(基準日)
第 11 条 当社は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。	第 10 条 当社は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。
第 12 条 ↳ 第 33 条 (条文省略)	第 11 条 ↳ 第 32 条 (現行どおり)
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)
第 34 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。	第 33 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第 35 条 (条文省略)	第 34 条 (現行どおり)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>附 則</p> <p><u>第 1 条 当社は、1 株に満たない端数については、これを端株として端株原簿に記載または記録しないこととする。</u></p> <p><u>第 2 条 変更後の第 2 章（「および端株」の削除）、第 9 条、第 10 条、第 35 条および本附則（新設）ならびに変更前の第 11 条の削除は、平成 20 年 12 月 22 日をもって効力を生ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の備え置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人において取り扱わせ、当社において取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 本附則は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除するものとする。</u></p>

以 上